

人権関係の委員会

慰安婦問題を取り上げる国連の委員会と理事会を下の表に示す。

表で上から五つの委員会は、会期委員会と呼ばれ、下の二つ、人権理事会と婦人の地位委員会は常設機関である。

日本に対する最終見解書の原案で、皇室典範の改正を求めたとされる女子差別撤廃委員会は、女子差別撤廃条約に拠って立つ会期委員会、各地域から選ばれた二十三名の委員で構成され、年間二、三回、各二週間の期間に八、十カ国の政府報告書を検討し、最終見解書を作成し、年次報告書に纏めて国連総会に提出する事を職務とする。

慰安婦問題を取り上げる国連での人権関係機関

委員会名	条約の略称	締約国数	日本の批准日	分類	上部機関
女子差別撤廃	CEDAW	189 (米国未)	1985年 6月25日	会期 委員会	総会
自由権規約	CCPR	168 (中国未)	1979年 6月21日		
社会権規約	CESCR	164 (米国未)			
拷問等禁止	CAT	159	1999年 6月29日		
人種差別撤廃	CERD	177	1995年 12月15日		
婦人の地位 (CSW)	-	-	N/A	機能 委員会	経済社会 理事会
人権理事会 (HRC)	-	-		総会 補助機関	総会

国連の人権関係の委員会は、どのようなして勧告を出しているのか。委員会が出す「元慰安婦への国家の謝罪と賠償」を求める勧告は何時終わるのか。これらの問題を考えるための予備知識として、国連の人権関係の委員会の仕組みと今後の予定を述べる。

参加国	開催時期	開催場所
各条約の 締約国	年3回	ジュネーブ
	通常3回	
	通常3回	
	年2～3回	
	2回と規定	
国連 加盟国	毎年(3月)	ニュー ヨーク
	通常年3回 他に特別2回	ジュネーブ

国連の仕組みと 今後のスケジュール

ほそや
細谷

きよし
清

それぞれに目的は違うが、他の会期委員会の運営も似たようなものである。これからの説明も女子差別撤廃条約委員会を対象に行う。

■ 委員会の仕組み

委員会は国連総会の委託を受け各国政府が条約に基づいてほぼ四年ごとに提出する報告書を検討し、年次報告書に纏めて総会へ提出する。

その報告書の作成・送付から総会への報告までの流れを書いたのが左の図で、その流れは右下の表で説明するように、

- ① 日本政府が政府報告書を作成する。
- ② その報告書は国連総会を経由して委員会へ送付される。
- ③ 政府と委員会の間で議題（リスト・オブ・イシュー、LOI）が検討・決定される。
- ④ 検討会で報告書を検討し又日本政府と意見交換を行う。
- ⑤ その検討結果は最終見解書と称される報告書案として日本政府へ示される。
- ⑥ 日本政府は意見があればそれを付けて委員会へ戻す。
- ⑦ 委員会は年次報告書に纏めて国連総会へ送付する。

皇室典範改正を求めた勧告は、この⑤の所で唐突に出て来たもので、日本政府は削除を求めたとされる。皇室に関する事は政府の報告書にもなく、リスト・オブ・イシューにもなく、検討会でも取り上げられていないのだから、日本政府の対応は当然である。

仮に記載されたままで政府が勧告に意見を付けたら、言い換えれば勧告の存在を許したら、慰安婦問題と同じように「問題」として取り上げられ続けて、国連だけでなく国内でも国論を分けて長々と議論される事になったであろう。末恐ろしい事であった。仕掛けた委員や委員会もそれが狙いなのではなかったのか。

ここで注意する点は、報告書を検討する上での委員会の参考情報源である。

政府報告書の中の資料や日本政府との意見交換以外に、委員会はNGOの情報提供を積極的呼びかけている。政府報告書を多面的・批判的に視る点では民間からの情報も大事な情報源であろう。しかし委員がその情報を意図的に偏向して取捨選択した場合や、NGOからの情報提供が公平に為されない場合は、問題となる。

今年二月の検討会では、二年前と違って慰安婦＝性奴隷派を上回る意見書がその否定派から出され、NGOからのバランスの取れた情報提供がされた点で、画期的であった。今後は慰安婦問題以外の他の項目でも、一方的な情報提供がされない様に務める事が保守系NGOの課題であろう。

委員会の問題点

平成二十六年十一月号の『正論』に、自由権規約委員会の委員について次の様に書いた（内は筆者が加筆）。

「（委員に）入れ知恵する（反日勢力）側にしてみれば、日本に詳しくない、専門知識がない人物であるほうが、操りやすいのだ」、「日本について、何も知らないからこそ、（どんな事をも）恥ずかしくもなく言えるのであろう。委員たちは、自称人権NGOという、国連で反日的な主張を広めようとする団体に悪用され、嘘デタラメな情報を基に日本と日本人の人権を侵害する、それが国連の現実である」

このような二年前の委員会と委員の体質は今も変わっていない。今回皇室への介入で問題となった報告書原案は、委員会の仕組みを知らずしては、その悪質さを理解出来ない。

委員会の職務は、①各国政府報告書を読んで実施進捗状況を検討し（第十七条）、②結果を毎

慰安婦問題 国連での今後の予定 報告：政府報告書提出期限 検討：推定検討会開催時期

委員会名	直近の検討会	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	H31年 (2019)	H32年 (2020)	H33年 (2021)	H34年 (2022)
女子差別撤廃	H28/2	2月検討				3月報告	11月検討？	
自由権規約	H26/7			7月報告		3/6/10月検討？		
社会権規約	H25/5			5月報告		3/6/9月検討？		
拷問等禁止	H25/5		5月報告	11月検討？	(4/7月検討？)			
人種差別撤廃	H26/8		1月報告	8/11月検討？				
婦人の地位	(H28/3)	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
人権理事会	(H28/3)	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回

慰安婦問題を取り上げる委員会の今後の日程

今年二月の女子差別撤廃委員会さえも、委員会の報告書から謝罪や賠償の文字を消す事は出来なかった。

では次回は何時だろうか。

次の図は、条約に基づく日本の報告書提出期限と、予想される検討会の時期を示す。

女子差別撤廃委員会と言えば、次回提出は平成三十二年三月で、検討会は翌年十一月であろうか。場合によっては三十四年にずれ込むかもしれない。いずれにしても東京オリンピック後である。

その間に拷問等禁止、人種差別撤廃、社会権規約、自由権規約の各検討会が再来年の平成三十年からある。国連が世界に広めた「慰安婦＝性奴隷」の嘘のその根元を断てるのは、早くても平成三十三年、五年後である。

随分先の話とする人もいるだろうが、性奴隷肯定派が20年以

年総会に報告する(第二十一条)ことである。

一般には、委員会が日本政府の人権状況を「審査」し、「日本政府に是正を勧告する」と誤解されている向きもある。

委員会は審査機関でもなく、また最近ではその勧告には強制力も拘束力も無い事が認識されたが、数年前までは「国連の勧告を守れ」との主張が通っていた。そう誤解させて自分等が仕組んで出させた勧告を政府に実施させて、日本では実現出来ないことを、国連を利用してやらせて来た反民主主義勢力である。

その勢力は一方で「護憲」を唱える。正義や法の支配を標榜する日弁連もその一派で、偽善の象徴である。今回は新たに皇室に似非人権も持ち込もうと企んだ訳だが、それは二年前に比べてより悪質な理由は以下である。

委員の情報源は、政府報告書、検討会での政府委員との討論であり、NGOからの情報である。勿論本人の個人的な情報収集もあるだろうが、委員は報告書を検討するのが責務であり、自分の意見を総会の報告書に入れる事ではない。

日本の人権状況に疎い委員が、知識人、人権専門家の体面を保つ為に頼るのが、日本のNGOの情報である。手続きを踏んだNGO情報は検討会の開催前に委員会のHPに掲載されるから、そんな委員にとっては格好の情報源となる。それでも二年前の検討会では、NGOの情報

を「聞いた情報によると」と前置きして、政府代表に質問をした。

しかし、今回の皇室の件では、政府報告書にもどのNGOのレポートにも皇室についての人権問題は提起されてなかったし、検討会でも一切討議されなかった。それなのに最終見解書案に入れたのだから、悪質なのだ。

最終見解書案に入れるには委員会での決定が必要になる。委員会の手続き規則には、

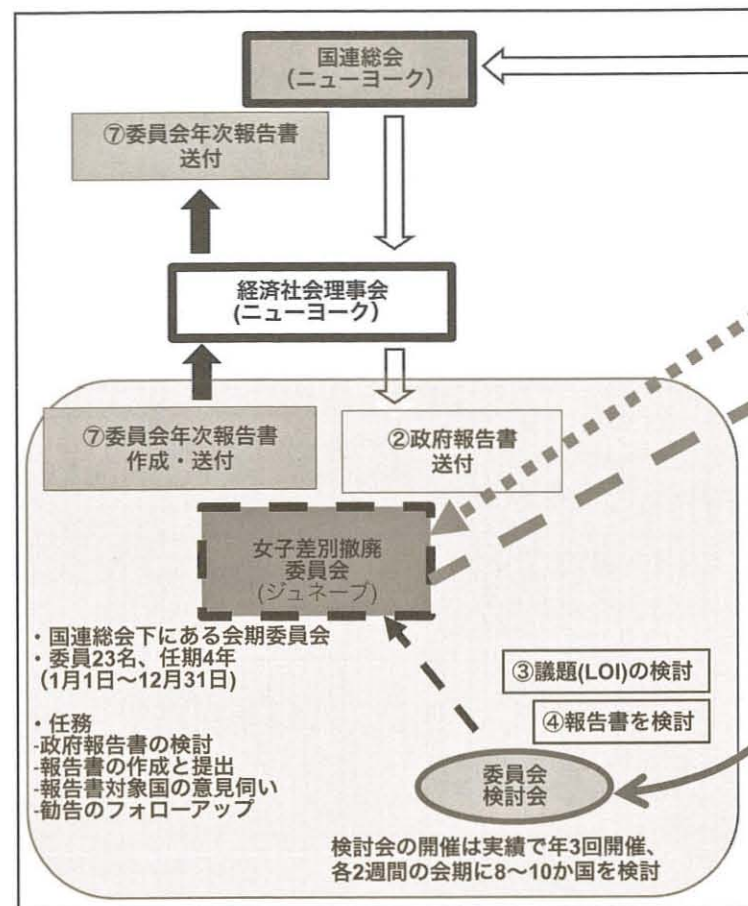
「委員会は、コンセンサスによりその決定に達する努力をしなければならない。2. コンセンサスに達するあらゆる努力が尽きた場合、委員会の決定は、出席しかつ投票する委員の単純過半数により行われるものとする。」(女子差別撤廃委員会 手続規則三十一 決定の採択)と定める。

以下は推測だが、案に入れた時と日本政府の削除要求を受けて一度決定した勧告を削除した時と、委員会は二度の表決をしたであろうがその結果は如何であったか。

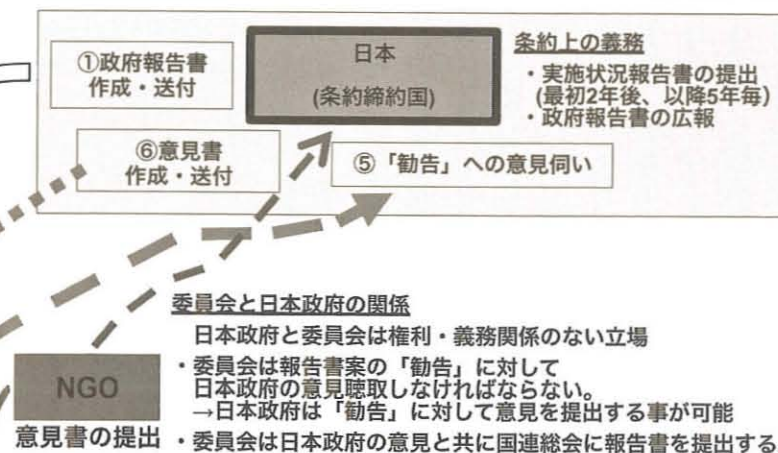
また委員会には日本の委員として又委員長として林陽子氏がいる。委員は出身国報告書の検討に関与できない決まりだが、委員長としての関与は無かったのであるか。同氏はどの様な采配を振るったのであろうか。

委員は「徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家」(第

女子差別撤廃委員会の報告書(最終見解書)が出来るまで



H28年3月 細谷



<報告書が出来るまでの流れ>

番号	作業	実行者
①	日本政府の政府報告書作成	日本政府
②	国連 (女子差別撤廃委員会) へ送付	日本政府
③	議題 (LOI) の検討・決定 (プレセッション)	女子差別撤廃委員会
④	報告書の検討・意見交換 (本セッション)	女子差別撤廃委員会
⑤	「勧告」について日本政府へ意見伺い	女子差別撤廃委員会
⑥	日本政府の意見書作成・送付	日本政府
⑦	年次報告書に纏めて国連総会へ送付	女子差別撤廃委員会

人権委員会と人権理事会の相違点

	人権委員会	人権理事会
会期	6週間(3～4月)	少なくとも年3回、合計10週間以上 (一年を通じて定期的に会合)
場所	国連欧州本部(ジュネーブ)	国連欧州本部(ジュネーブ)
ステータス	経済社会理事会の機能委員会 (1946年経済社会理事会決議により設立)	総会の下部機関 (2006年総会決議により設立)
理事国数	53カ国	47カ国
地域配分	アジア12、アフリカ15、ラテンアメリカ11、東欧5、西欧10	アジア13、アフリカ13、ラテンアメリカ8、東欧6、西欧7
選挙方法	経済社会理事会で出席し かつ投票する国の過半数 により選出	総会で全加盟国の絶対過半 数により直接かつ個別に選出
任期	3年(再選制限なし)	3年(連続二期直後の再選は 不可)
その他	・委員国の過半数の合意 により特別会期の開催可 能。	・総会の3分の2の多数によ り、重大な人権侵害を行った 理事国資格を停止可能。 ・理事国の3分の1の要請によ り特別会期の開催可能。

*外務省ホームページより。

十七条)のはずだが、条約条文を無視して、己の本務を忘れ、「高い徳と人望と能力」を詐称して、日本の国家の基盤を破壊しようとする目論むテロ行為をしたに等しい。

その原因は偏に委員をチェックする機能も、規定違反への罰則規定も持たずに、委員の高い徳望だけに頼って委員の放縦を許す会期委員会の制度にあり、またNGOと一体となったそんな放縦を看過して来た我々の責任でもある。

もう六年前になるが、児童の権利条約の検討会で初めてジュネーブに行った時に、ある欧州先進国の委員と個人的に話す機会があった。その委員が、「この仕事はしんどいし、虚しい」と呟くのを聞いて驚いた。真面目に他国の人権状況を調べて勧告を出しても相手国政府に真面目に扱われないというのだ。

モチベーションが低いしチェック機能がないから、委員はアゴ足付きの招待旅行や反日国家の意向を受けて、日本を弱体化し解体させるような勧告を出す事にもなる。国連の人権委員会は、もともと世界にある現在進行形の人権侵害に対処すべきである。慰安婦問題をネタに二十年以上も日本苛めをして遊んでいる場合ではない。これは日本人に対する人権侵害であり、名誉毀損でもある。「国連は踊る されど進まず」どころか、こうして有害にまでなってしまった。国連改革の喫緊の一項目である。

なお、二〇〇六年に人権委員会から人権理事会に改組されたが、両者の比較を次頁に示す。